

十日町市地域防災計画等改定業務委託仕様書

令和8年8月

十日町市

1 業務の名称

十日町市地域防災計画等改定業務委託

2 適用範囲

本仕様書は、十日町市（以下「発注者」という。）と受託者が行う「十日町市地域防災計画等改定業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

3 業務の目的

本業務は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、「十日町市地域防災計画」を改定することを目的とする。また、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（国土強靱化基本法、平成 25 年法律第 95 号）第 13 条の規定に基づき、「十日町市国土強靱化地域計画」を改定する。これらの改定にあわせて、「十日町市災害時職員初動マニュアル」を、近年の大規模災害の教訓、新たな防災気象情報への対応等を反映した、実効性の高い計画に改定することを目的とする。

4 業務の対象計画

- 【1】十日町市地域防災計画（風水害対策編・震災対策編・原子力災害対策編・資料編）
- 【2】十日町市国土強靱化計画（計画本編・資料編）
- 【3】十日町市災害時職員初動マニュアル

5 業務の履行期限及び主なスケジュール

(1) 履行期限

令和 9 年 3 月 31 日まで

(2) 主なスケジュール

- ・「十日町市地域防災計画案」「十日町市国土強靱化地域計画案」の完成＝令和 8 年 12 月末
- ・十日町市防災会議＝令和 9 年 1 月中旬・2 月下旬
- ・パブリックコメント期間＝令和 9 年 2 月上旬～2 月下旬
 - ・第 2 回十日町市防災会議＝令和 9 年 2 月下旬
- ・「十日町市災害時職員初動マニュアル案」の完成＝令和 9 年 3 月上旬
- ・成果品提出＝3 月中旬

6 遵守事項

本仕様書に定めるほか、次の関係法令規則などに従うものとし、本仕様書に明示されていない事項及び疑義が生じたときは、受託者の一方的判断によらず、発注者との協議の上、決定するものとする。

- (1) 災害対策基本法
- (2) 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法
- (3) 十日町市財務規則（平成 17 年十日町市規則第 63 号）及び同規則別記委託契約条項
- (4) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (5) その他関係法令及び国県等の計画・指針等

7 再委託の禁止

受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。再委託を行う場合、受託者は再委託先に対して、本仕様の内容を遵守させなければならない。

8 守秘義務

受託者は、本業務を遂行する上で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。本業務に関わる守秘義務は、本契約終了後または契約解除後も有効に存続するものとする。

9 貸与資料及び情報セキュリティポリシーの遵守

本業務を遂行するため、発注者が保有する資料が必要な場合には、業務責任者に、借用書と引き換えに貸与するものとする。

受託者は、本業務において発注者の情報資産の安全性を確保するものとする。別紙 1 及び別紙 2 を遵守のうえ、セキュリティ対策に万全を期さなければならない（別紙 1 及び別紙 2 中、甲とは発注者をいい、乙とは受託者をいう）。

10 提出書類

受託者は、下記の書類を速やかに発注者に提出すること。

- (1) 業務委託契約書
- (2) 業務実施計画書
- (3) 課税事業者・免税事業者届出書
- (4) 着手届及び業務工程表
- (5) 業務責任者・業務担当者（主任・副主任）等通知書（経歴書添付）
- (6) 業務責任者及び業務担当者（主任）が保有すべき同種業務受託実績及び類似業務受託実績を証明する書類
- (7) その他発注者が必要と認める書類

11 業務責任者等の配置

本業務において受託者は、専門的な立場で助言・支援出来る業務責任者 1 名、業務担当者（主任） 1 名、業務担当者（副主任） 1 名以上を配置するものとする。

なお、本業務中に選任した業務責任者等を変更すべき事由が生じた場合には、発注

者に申し出て、発注者の許可を得た上で業務責任者等変更届を提出するものとする。

12 打合せ協議及び進捗状況の報告

打合せ協議は原則として業務着手時、中間時、成果品納品時に行うものとするが、業務の進捗状況に合わせて適宜実施するものとする。なお、発注者は、打合せ記録簿を作成し、内容について、相互に確認を行うものとする。

受託者は、「業務実施計画書」に基づき適正な工程管理に努めること。発注者から業務の進捗状況についての説明または資料の提出を求められた場合は、受注者は速やかにこれに応じなければならない。

13 業務内容【1】十日町市地域防災計画の改定

地域の被害特性や防災上の特性を整理したうえで、現行計画（令和4年3月策定）以降に発生した災害への対応やその検証結果を踏まえ、防災の実効性を高めるための必要な改定を行う。また、国の「防災基本計画」の一部改定や、「新潟県地域防災計画」の改正内容を取り込み、全体の構成や記述内容の整合性を確保する。

令和8年度中に予定されている「防災庁」の設立をはじめ、国・新潟県および各防災関係機関における事務分担の見直しなど、最新の情報を反映する。

（1）基礎情報の整理

基礎調査として、次の項目について現行の「十日町市地域防災計画」と照合しながら、地域の被害特性や市の防災特性を整理する。

- ・ 現行計画・地区情報（現行計画と地区の課題を照合）
- ・ 庁内体制等（防災体制や情報受発信、避難・救援体制を検証）
- ・ 自主防災組織等（自主防災組織や消防団の現状を確認）
- ・ 自然環境（地質、地形、活断層、急傾斜・地滑り区域を整理）
- ・ 社会環境（高齢化や交通、ライフラインの状況を整理）
- ・ 指定避難所等（公共施設の収容人数や備蓄・資機材を確認）
- ・ 地域防災力（自助・共助や防災体制の現況を整理）
- ・ 災害履歴（過去（平成16年新潟県中越地震以降）の被害や近年の発災傾向を整理）
- ・ 被害想定（県の地震被害想定結果等を基に整理）
- ・ 関連計画（国県の関連計画や資料を分析・検証）
- ・ 原子力防災（屋内退避など現状と課題を整理）

（2）改定方針案の作成

庁内各課や防災関係機関等が共通の認識を持つための基礎資料として「十日町市地域防災計画改定方針案」を作成する。主な項目は「計画の目的」、「計画の体系」、「主な改定ポイント」、「現行計画と改定計画との記載項目の比較一覧表」等とする。

また、基本的な改定方針として、構成や表現は、できるだけ直感的で理解しやすく、市民や職員にとって、取るべき行動等が明快に伝わりやすい計画とする。

(3) 計画素案の作成

「十日町市地域防災計画改定方針案」に対する庁内各課等の意見を踏まえ、「十日町市地域防災計画素案」を作成する。本素案の構成は、十日町市総務部防災安全課（以下、防災安全課という。）と協議のうえ決定する。「十日町市地域防災計画素案」を「十日町市地域防災計画案」に取りまとめるために、次の調整等を行う。

① 「地域防災計画素案」の庁内調整

「十日町市地域防災計画素案」をもとに、関連する防災対策について庁内各課等との調整を行う。調整方法等は防災安全課と協議のうえ決定し、各課等から提出された意見や資料を取りまとめる。

② 新潟県との調整支援

新潟県との調整のための資料作成を支援する。また、新潟県から修正等の指示があった場合は、防災安全課と協議の上、必要な修正を行う。

(4) 計画案の作成

「十日町市地域防災計画素案」に加筆・修正を行い、「十日町市地域防災計画案」を作成する。

① 「十日町市地域防災計画案」の校正

防災安全課との協議により、「十日町市地域防災計画案」の校正を進め、最終案をとりまとめる。

② 防災関連法制等の整理

計画策定の基礎資料とするため、国・県・市町村等における防災関連法制等の流れをとりまとめる。

③ 「十日町市地域防災計画資料編」の作成

上記の作成資料、市の所有するデータ、防災会議条例や災害対策本部条例等の条例、災害時応援協定、避難所・備蓄品等のリスト、各種様式等を資料編にまとめる。

④ 新潟県との調整資料の作成

新潟県との調整資料として、現行計画からの改定内容が分かる新旧対照表や概要版等、必要な資料を作成する。

(5) 会議等の支援

十日町市防災会議等に必要な資料（電子データ）の作成やパブリックコメントを支援する。

14 業務内容 【2】 十日町市国土強靱化地域計画の改定

「十日町市国土強靱化地域計画」（令和２年１２月制定）を、「国土強靱化基本計画」（令和５年７月２８日閣議決定）、「新潟県国土強靱化地域計画」（令和８年３月改定）等と調和のとれた内容に改定する。また本業務は、国土強靱化地域計画策定・改定ガイドライン（第２版）（令和５年１０月内閣官房国土強靱化推進室）（以下「ガイドライン」という。）を参考に改定する。

(1) 基礎情報の整理

「十日町市国土強靱化地域計画」を改定するためのリスクシナリオ、課題、対応策等の基礎情報を整理する。

① 現状の分析

現行計画の取組等を整理・評価・分析し、課題を抽出する。

② 自然災害の想定

「ガイドライン」を参考に、「新潟県国土強靱化地域計画」との整合性を確保するとともに、対象となる自然災害を想定する。

③ 「基本目標」及び「事前に備えるべき目標」の設定

国の「国土強靱化基本計画」や、「新潟県国土強靱化地域計画」、当市の現行計画を踏まえ、「基本目標」を設定する。あわせて、基本目標の実現に向け、「事前に備えるべき目標」を設定する。

④ リスクシナリオの設定

当市の地域特性や状況を踏まえ、リスクシナリオを設定する。

⑤ リスクシナリオに基づく事業整理

設定されたリスクシナリオに基づき、既存事業の整理を行うとともに、各リスクにおける課題を抽出する。

⑥ 課題のとりまとめ

抽出された課題から脆弱性がみられるポイントを特定し、対応策の検討を行う。

(2) 計画素案の作成

(1)を踏まえ、施策分野を整理し、その内容を要約した「十日町市国土強靱化地域計画素案」を作成する。また、防災安全課との協議を経て、修正事項を整理・抽出する。

(3) 計画案の作成

(2)の修正事項に基づき、「十日町市国土強靱化地域計画素案」に加筆・修正を行い、「十日町市国土強靱化地域計画案」を作成する。

(4) 会議等の支援

十日町市防災会議等に必要な資料（電子データ）の作成やパブリックコメントを支援する。

15 業務内容 【3】 十日町市災害時職員初動マニュアルの改定

「十日町市災害時職員初動マニュアル」（令和6年4月版）を改定する。「十日町市地域防災計画」における災害対策本部の組織体制や分掌事務等に基づき、以下の項目例を基本に改定する。

なお、「十日町市災害時職員初動マニュアル」に記載すべき項目は、防災安全課と協議の上で決定する。

【項目例】

- ① 災害時職員初動マニュアルの目的と方針
- ② 災害対策本部の体制
- ③ 災害時の参集フロー
- ④ 風水害、地震等一般災害時の対応
- ⑤ 原子力災害時および複合災害時の対応
- ⑥ 新型インフルエンザ等感染症への対応
- ⑦ 防災関係機関の連絡先一覧

16 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

(1) 十日町市地域防災計画

- ・ 素案 データ1式
- ・ 本編・資料編 データ1式
- ・ 計画書（本編：A4判、4色刷り、500頁程度）印刷物3部

- (2) 十日町市国土強靱化地域計画
 - ・素案 データ1式
 - ・本編・資料編 データ1式
 - ・計画書（本編：A4判、4色刷り、60頁程度）印刷物3部
 - (3) 十日町市災害時職員初動マニュアル
 - ・データ1式
 - (4) 災関連法制等の流れ（年表）
 - ・データ1式
 - (5) 関係法令の動向や概要
 - ・データ1式
- ※ データは、CD-R等の記録メディアで1部提出すること。

17 成果品の帰属

本業務における成果品は全て発注者に帰属し、受託者は発注者の許可なく他に公表、貸与又は使用してはならない。

18 完了検査

受託者は、業務実施成果品を発注者に提出し、発注者による検査を受けるものとする。その結果、成果品が本仕様書及び打合せ協議による発注者の要求を満たさない場合には、受託者は速やかに修正等を行うものとする。

19 納入及び納入場所

受託者は、履行期間内に成果品を納入しなければならない。納入された成果品に契約内容と適合しない点（以下「契約不適合」という）が認められた場合には、納品完了後であっても、受託者は速やかに訂正しなければならない。これに要する経費は受託者の負担とする。なお、本業務の納入場所は防災安全課とする。

20 その他

本業務の実施にあたり、国や新潟県から新たな方針が示されるなど、状況に変化が生じた場合は、発注者と受託者で協議の上、業務内容を変更することができる。本仕様書に定めのない事項であっても、業務の遂行上当然必要と認められる軽微な事項については、協議の上、受託者の責任において適正に履行すること。

なお、本業務の終了後であっても、契約不適合が発見された場合は、受託者は発注者の指示に従い、修正、補正その他の必要な対応を行わなければならない。